



新城地域文化広場 ご利用ガイド

施設使用料金

●文化ホール施設

区分		8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~22:00
大ホール	平日	19,100	25,400	28,200
	土曜日・日曜日・祝日	22,600	25,400	28,200
小ホール	平日	6,900	9,900	11,000
	土曜日・日曜日・祝日	8,800	9,900	11,000
リハーサル室		1,300	1,800	2,300
楽屋等	第1楽屋	300	400	400
	第2楽屋	300	400	400
	第3楽屋	1,300	1,400	1,600
	第4楽屋	700	700	800
	第5楽屋	900	1,000	1,100
	第6楽屋	900	1,000	1,100
	第7楽屋	500	600	600
	楽屋事務室	300	300	300
	特別控室	500	500	600
シャワー室 (1室につき)		300	400	400

●ふれあい会館

区分	8:30~12:30	12:30~17:00	17:00~22:00
101会議室	700	800	1,000
102会議室	700	800	1,000
103会議室	700	800	1,100
104会議室	1,200	1,700	2,000
105会議室	1,000	1,300	1,500
303会議室	1,600	1,800	2,000
304会議室	1,200	1,700	1,900
大会議室	5,100	6,600	7,300
301講習室	2,000	2,600	2,900
302会議室	1,000	1,300	1,400
和室:松の間	800	900	1,000
和室:桜の間	800	900	1,000
展示室	3,500	4,600	5,900

(単位:円)

備考

1. 利用者が市内等居住者(市内または北設楽郡に在住、在学若しくは在勤する者または所在する団体。以下同じ。)以外の者である場合の使用料は、この表に掲げる使用料の1.5倍の額とする。
2. 利用者が市内等居住者であって、かつ、営利を目的とする場合または入場料その他これに類するもの(入場料等の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合に限る。)を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の2倍の額とする。
3. 利用者が市内等居住者以外の者であって、かつ、営利を目的とする場合または入場料その他これに類するもの(入場料の最高額が1人1回につき1,000円を超える場合に限る。)を徴収する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の3倍の額とする。
4. 大ホールまたは小ホールを利用する場合において、舞台のみを利用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料(前3号に該当する場合は、当該規定により算出した使用料)の10分の3の額とする。
5. 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。
6. この表において「祝日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。